

須坂市公告第 180 号

次のとおり公募型プロポーザル方式による特定手続きを行うため、提案の応募希望者を公募する。

2024 年 11 月 11 日

須坂市長 三木 正夫

1 事業名

須坂市空き家バンク事業業務委託

2 目的

本業務は、須坂市内における空き家を有効に活用し、本市への移住定住を促進するために運営している「須坂市空き家バンク事業」（以下「空き家バンク」という）について、公募型プロポーザル方式（※）により最も効果的な運営ができる業務委託先を選定し、空き家の有効活用を円滑に推進することを目的とする。

※最も優れた提案をした者を契約候補者として選定し、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結する。

3 事業期間

契約締結日 から 2027 年 3 月 31 日まで

4 応募資格

提案書提出に関する事業者の応募資格は、次の条件を全て満たす事業者とする。

- （1）須坂市が抱える空き家問題等について高い見識を有していること。
- （2）企画提案書の提出期限において、須坂市物品購入等入札（見積）参加資格者名簿に登録があり、須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成 30 年 1 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （5）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並

びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

(7) 応募団体又は応募団体を構成する者に、本市の区域内における空き家等の管理又は活用の推進を図る活動の実績があること。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期限は、2024 年 12 月 26 日（木）17 時までとする。（郵送の場合は期限までの必着とする）

(2) 提出物は、次のとおりとする。

- ① 参加申込書
- ② 団体概要の分かるパンフレット、定款等
- ③ 消費税、地方消費税等の納税証明書の写し
- ④ 履歴事項全部証明書

6 その他

詳細は「須坂市空き家バンク事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照してください。

上記参加申込書及び実施要領を必要とされる方は、電子メールにて下記 7 までご連絡ください。

7 応募先及び問い合わせ先

須坂市 まちづくり推進部 まちづくり課 住宅政策係

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の 1

電話：026-248-9007（課専用、8 時 30 分～17 時 15 分（土曜、日曜、祝日を除く））

電子メール：s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp